

新たな交通システムの 導入について

令和3年（2021年）2月12日

能勢町



能勢PR キャラクター
「お浄・るりりん（アマビエver）」

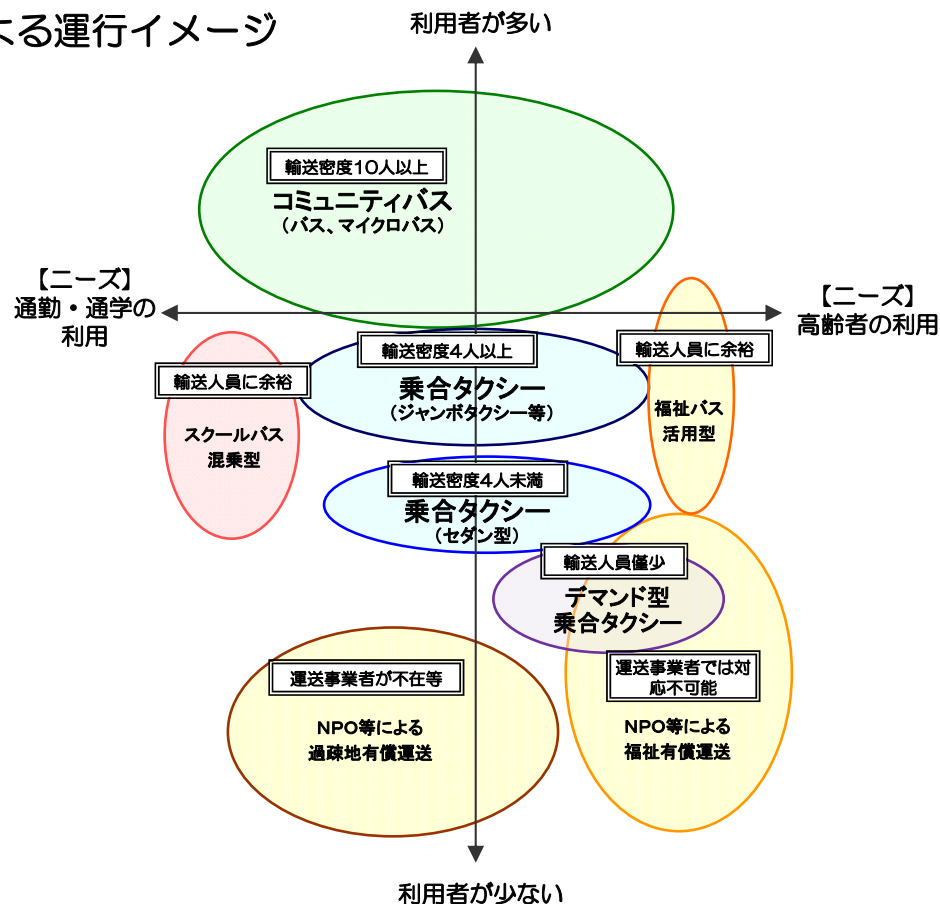
4. 新たな交通システムの検討（案）

町の考え方を示したものであり、
交通事業者との協議・調整が必要である

交通モード選択の考え方

- 一般に一度に輸送する人数が概ね10名以上となる場合は、バスによる対応が基本となっており、大型バスからマイクロバスまで様々な大きさや形状がある。
- 一度に輸送する人数が5~9人、もしくはそれ以下の場合は、ジャンボタクシーまたはセダン型タクシーによる対応となることが多い。
- また、その運用方法もコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなどがあり、輸送規模やニーズに応じて適正な交通モードを選択する必要がある。

●利用形態による運行イメージ



4. 新たな交通システムの検討（案）

町の考え方を示したものであり、
交通事業者との協議・調整が必要である

■新たな交通システム導入の考え方

- 町内には路線バスが運行していない地区が存在しており、公共交通機関だけでは十分なサービスが確保できないことからNPO法人等が行う輸送サービスである「公共交通空白地有償運送」が導入されているが、会員登録を必要とする特定多数を輸送する交通システムである。
- 現在は、自動車を利用した移動が主体であるが、高齢により自動車の運転が困難になることで、新たな移動ニーズが生じる可能性が高くなることから、将来を見据えた持続可能で適正な規模の公共交通システムが必要である。
- また、既存の路線バスや公共交通空白地有償運送の利用状況を踏まえ、利用者は僅少であることが想定されることから、需要規模に応じた交通モードを選択する必要がある。
- 町内にはタクシー事業者が存在し、事業者によるサービスの提供の可能性があるとともに、安全確保の観点も踏まえ、新たな交通システムはタクシーを活用するものとし、新たな交通システムは「デマンド型乗合タクシー」を想定する。

■新たな交通システム導入と合わせて検討が必要な事項

- 基幹交通である路線バスのネットワークの見直しにより、乗継拠点において、基幹交通と地域交通との乗継利用が新たに発生する。
- 乗継利用時における料金負担の軽減を図るために、新たな料金体系の導入のに向けた検討が必要であることから、交通事業者とともに検討を進めるものとする。

【参考】安全に係る事業者の責務

○一般旅客運送事業者は、安全の確保に関する業務を行わせるため、運行管理者を選任し、運行の安全に関する業務全般を行わせている。

●運行管理者の選任・運行管理体制の整備

運行管理者の選任

- 一般旅客運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため運行管理者を選任し、遅滞なく届出なければならない（法第23条①③・運則第68条）。
- 運則第47条の9・「解釈・運用」：事業種別ごとに必要な運行管理者数が規定されており、複数になる場合は統括運行管理者の選任が必要（運則第47条の9②）

〈営業所における保有車両数に対する運行管理者の必要人数〉

※H29.12.1以降に関して

種別	車両数	運行管理者数	〈一般乗合〉
一般乗合	39両まで	1名	乗車定員11人以上であれば、1両～39両で1名必要 ※乗車定員10人以下の車両が5両～39両であれば1名必要 以降40両ごとに1名増
	40両～59両	2名	
	60両～79両	3名	
一般貸切	39両まで	2名	〈一般貸切〉 39両まで2名必要 ※4両以下の場合、1名となる例外措置あり 以降20両ごとに1名増(100両以上は30両ごとに1名増)
	40両～59両	3名	
	60両～79両	4名	
一般乗用	39両まで	1名	〈一般乗用〉 5両～39両であれば1名必要、以降40両ごとに1名増
	40両～59両	2名	
	60両～79両	3名	

運行管理者の業務

- 運行管理者の業務は、運行の安全に関する業務全般にわたる。
 - ・運行に関する運転者への指示等
 - ・異常気象時の措置
 - ・運転者の確保、過労防止措置、運転者教育等
 - ・乗務員台帳、乗務記録
 - 〈運転者の条件〉運転免許(二種免許)を保有するもの
 - 旅客運送事業者は、以下の者を運転者として選任してはならない。
 - ▶日雇労働者、2月以内の雇用期間の者、試用期間中の者 等
 - ・服務規律の作成、運転者の指導監督
 - ・点呼等(酒気帯び、疾病、疲労の有無など)(運則第24条)

〈運行管理等に際して事業者が守るべき他の法律・規定など〉

- 旅客自動車運送事業運輸規則
- 道路運送車両法
- 道路運送車両の保安基準
- 旅客自動車運送事業等報告規則
- 自動車事故報告規則
- 自動車の点検及び整備に関する手引
- 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令 など

出典：地域への公共交通導入ガイドブック〈道路運送法編〉
(平成29年(2017年)3月 国土交通省九州運輸局)

- 運行管理者は、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから選任する（法第23条①）。

〈運行管理者資格者証の交付要件（法第23条の2）〉

- ①運行管理者試験に合格した者
(受験資格)
1年以上の実務経験（運則第48条の12①）を有する者、または大臣認定基礎講習を受講した者
- ②省令で定める一定の実務経験その他の要件を備える者（運則第48条の5・「解釈・運用」）
5年以上の実務経験を有し、大臣認定講習を計5回以上受講した者
※一般貸切旅客自動車運送事業除く

【運行管理者とは】

道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づき、事業用自動車の運転者の乗務割の作成、休憩・睡眠施設の保守管理、運転者の指導監督、点呼による運転者の疲労・健康状態等の把握や安全運行の指示等、事業用自動車の運行の安全を確保するための業務を行う「事業用自動車の安全運行を管理するスペシャリスト」である。

本日も安全運行で
お願いします



業務前（出庫前）及び業務後（入庫後）に行う乗務員との点呼は、ドライバーの疲労・健康状態等の把握や安全のための指導を行うものであり、運行管理者の重要な業務の一つである。

出典（写真）：阪急バス株式会社HP

【参考】 デマンド交通とは

- デマンド交通は、DRT (Demand Responsive Transport: 需要応答型交通システム) と呼ばれ、「デマンド」とは要望のことで、乗客から事前に連絡（予約）を受けて運行したり、基本となる路線以外の停留所に立ち寄るなど、乗客の要望を運行に反映できる運行形態をいう。
- 運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地 (OD) の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。
- 平成18年（2006年）の道路運送法の改正により、デマンド交通も道路運送法に基づく乗合事業に位置づけられ、一般的には地域公共交通会議で協議が調うことが運行許可の条件となっている。

●運行方式からみた分類パターン

	運行方式の特徴（イメージ） [自宅 〇 バス停等]
A 定路線型	<p>路線バスやコミュニティバスのように、所定のバス停等で乗降を行うが、予約があった場合のみ運行し、予約がなければ運行しない方式。“空気バス”の解消を図ることができる。</p>
B 迂回ルート・エリアデマンド型	<p>定路線型をベースに、予約に応じて所定のバス停等まで迂回させる運行方式。バス停等まで遠い地域に迂回ルートを設定することにより、公共交通空白地域の解消を図ることができる。</p>
C 自由経路ミューティングポイント型	<p>運行ルートは定めず、予約に応じ所定のバス停等間を最短経路で結ぶ方式。最短経路の選択により所要時間を短縮するとともに、バス停等を多数設置することにより、バス停等までの歩行距離を短縮することができる。一般タクシーとの差別化を図るため、目的施設または発施設を限定する場合が多い。</p>
D 自由経路ドアツードア型	<p>運行ルートやバス停等は設けず、指定エリア内で予約のあったところを巡回するドアツードアのサービスを提供する運行方式。一般タクシーとの差別化を図るため、目的施設または発施設を限定する場合もみられる。</p>

●近隣市町での導入状況

【豊能町東地区デマンドタクシー：豊能町】

東地区（川尻・高山／牧・寺田・切畑）と余野を結ぶもので、平成23年（2011年）7月から有償により実証運行を開始し、現在も運行を継続。

【チョイソコいながわ：兵庫県猪名川町】

利用者のニーズに合った路線に見直し、持続可能な公共交通ネットワークの実現に向け、ネットトヨタ神戸株式会社、日の丸ハイヤー株式会社などと連携し、乗り合い移動サービス「チョイソコいながわ」を令和2年（2020年）5月から無償による実証運行を開始し、令和3年度（2021年度）から有償による実証運行を開始予定。

【西部地域乗合タクシー：豊中市】

交通空白地を含む交通不便地が広く存在する西部地域を対象に、最寄り鉄道駅へのアクセスを確保する乗合タクシーを令和元年10月から有償で運行を開始している。令和2年（2020年）10月から利用が多い一部運行便を対象に、定時定路線で運行をしている。また、バス運行補助事業の見直しに伴い南部地域を対象に、「南部地域乗合タクシー」を令和3年（2021年）4月に運行開始予定。